

津市地域政策会議設置要綱

平成25年3月29日訓第11号

改正 平成27年3月31日訓第21号
平成30年5月30日訓第37号
令和4年12月5日訓第86号
令和5年4月26日訓第34号
令和6年5月2日訓第61号

(設置)

第1条 本庁と総合支所との協議案件のうち地域に密着した政策的な案件について総合調整を行うことにより、地域の課題への迅速な対応及び地域の要望の早期実現並びに本庁と総合支所との連携強化を図るため、津市地域政策会議（以下「地域政策会議」という。）を置く。

(構成)

第2条 地域政策会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市長、副市長及び交流連携担当理事
- (2) 津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）第4条第1項第1号に規定する部長、同条第6項第1号に規定する担当理事、上下水道事業局長、上下水道管理局长、教育総務部長及び学校教育部長（以下「部長等」という。）のうち、地域政策会議に付議された事項に関係する事務を掌理する者
- (3) 津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号）第4条第1項第1号に規定する総合支所長（以下「総合支所長」という。）のうち、地域政策会議に付議された事項に関係する事務を掌理する者

2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に定める者以外の者を地域政策会議の会議に出席させることができる。

(会議)

第3条 市長は、地域政策会議の会務を総理する。

2 地域政策会議の会議は、必要に応じて市長が招集し、津市副市長事務分担規則（平成18年津市規則第242号）第2条第2号に規定する副市長が議長となる。

3 前項に規定する副市長に事故があるときは、他の副市長がその職務を代理する。

(付議事項)

第4条 地域政策会議に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域の現状及び課題に関する事項
- (2) 地域振興施策の進捗に関する事項
- (3) その他地域に密着した政策的な案件に関する事項

(付議手続)

第5条 交流連携担当理事は、地域政策会議に付議すべき事項があるとき、又は部長等若しくは総合支所長から地域政策会議付議依頼書(別記様式)の提出があったときは、速やかに地域政策会議に付議しなければならない。

2 地域政策会議に付議された事項に係る事務を掌理する部長等又は総合支所長は、地域政策会議開催日の5日前までに、関係資料を交流連携担当理事に提出しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(決定事項等の処理)

第6条 地域政策会議の会議で決定し、又は協議された事項は、当該事項の主管の各部局で速やかに処理しなければならない。

2 部長等又は総合支所長は、必要に応じて決定事項等の処理状況を地域政策会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 地域政策会議の庶務は、市民部地域連携課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日訓第21号)

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月30日訓第37号)

この訓は、平成30年6月1日から施行する。

附 則(令和4年12月5日訓第86号)

この訓は、令和4年12月9日から施行する。

附 則(令和5年4月26日訓第34号)

この訓は、決裁の日から施行する。

別記様式（第5条関係）

地域政策会議付議依頼書

年 月 日

（宛先）交流連携担当理事

（職 名）（氏 名）

件 名	
概 要	
関係資料	
関係部課	